

東京都立臨海青海特別支援学校 学則

校 長 決 定

第一章 総則

第1条 本校の小学部・中学部（以下、本校各学部という。）は、教育基本法及び学校教育法等の法令並びに東京都教育委員会決定による学校設置の基本理念に基づいて知的障害教育を実施し、児童・生徒一人一人が自立と社会参加に向けて、生きる力を身に付けていくことができる教育の推進を図ると共に、主体的なキャリア発達を促進し、豊かな人間性や社会性を育成することを目的とする。

○本校の基本理念

知的障害のある児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の状態や特性等に応じた教育を推進するとともに、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加をめざす児童・生徒を育成する。

○本校が目指す学校像

- 1 児童・生徒が安心安全に、すすんで学習できる学校
- 2 自立と社会参加を目指し、よりよく生活する力を育てる学校
- 3 地域に開かれ、地域社会に貢献できる学校

○本校が目指す児童・生徒像

- ・ 意欲的に学び、行動する子
- ・ 自ら思考・判断し、表現する子
- ・ 社会性を育み、豊かに生活する子

第2条 本校は、東京都教育委員会決定による上記の設置の基本理念及び目指す学校像、児童・生徒像に基づき、次の校訓により教育を進める。

「未来を創り、よりよく生きる」

これからの社会を生きていく子供達が、夢と目標をもって自らの力で人生を開拓し、共生社会の形成に寄与する人となる。

第3条 本校のシンボルカラーは、海をイメージする色「青」と、太陽の光が降り注ぐ明るい学び舎で子供たちがのびのびと育っていくようにという願いを込めて「黄橙色」とする。

第4条 本校は臨海副都心地域、都立城東特別支援学校、都立青山特別支援学校、品川特別支援学校、都立鹿本学園、都立江東特別支援学校、都立港特別支援学校、港区立お台場学園と連携を図り、現在そして将来の生活地域での自立と社会参加に向けて共生社会を見据えた学習を展開するとともに、個々の障害の特性等に応じた指導内容・方法等の充実に努める。

第5条 本校は、通学区域である江東区、千代田区、中央区、港区、品川区、江戸川区における特別支援教育推進の役割を担い、共生社会の形成に寄与する。また、教職員一人一人の特別支援教育における専門性を高め、主に中央区教育委員会と連携し、特別支援教育のセンター校としての役割を積極的に果たすことに努める。

第二章 校章、校歌、校服

第6条 本校の設置の基本理念、目指す児童・生徒像、校訓、シンボルカラー等を踏まえ、校章、校歌、校服（標準服、体操服、カバン等）を別に制定する。

第三章 学期、授業日数、休業日

第7条 本校の学期は、長期休業を区切りとするために3学期とする。ただし、個別指導計画の作成及び評価は、前期、後期の2期で実施する。

第8条 本校の年間授業日数及び年間授業時数は、東京都教育委員会が別に定める。

第9条 本校の休業日は、東京都教育委員会が別に定める。

なお、開校記念日は2月10日とする。

第四章 学級定数、校務分掌組織

第10条 本校児童・生徒の学級定数は、東京都教育委員会が別に定める。

第11条 本校には次の職員を置き、校務分掌組織については、校長が東京都立臨海青海特別支援学校管理運営規程により別に定める。

校長、副校長、教諭(主幹教諭・主任教諭含む)、養護教諭(主幹養護教諭・主任養護教諭含む) 事務職員(経営企画室室長、主任、主事等)、その他必要な職員

第五章 学校運営連絡協議会

第12条 本校の学校運営連絡協議会は、校長の補助機関として外部委員の意見の反映や、外部評価を適切に実施し、学校の課題改善と開かれた学校へ寄与する支援組織とする。

第六章 教育課程、担任制、各種計画等

第13条 本校の教育課程は、特別支援学校学習指導要領並びに東京都教育委員会が別に定める基準、通達に基づき、校長が編成する。

第14条 本校の学級は、原則として1学級1担任制とし、担任が学級運営の責任を負う。併せて各学年に学年担任を置き、学年担任は学級担任とともに児童・生徒のケース担当となり、指導・支援や評価作成についての責任を負う。

第15条 本校の教育課程を適正に実施するために、週ごとの指導計画を全ての教員が作成し、授業実施前に校長の承認を受けるものとする。

第16条 児童・生徒一人一人の教育ニーズに的確に応じるため、児童・生徒の担当者を明確にし、個別指導計画及び学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成するとともに、個別移行支援計画を併せて作成するものとする。

第七章 学習の評価、課程修了、卒業

第17条 児童・生徒の学習の評価は学期ごとに行い、児童・生徒に向けてその成長と努力を通知表として示す。また、個別指導計画の評価は、第14条に定める児童・生徒の担当が自らの指導方法等についての考察を含めて半年ごとに行い、個別指導計画の作成を行う。

第18条 校長は、授業による学習の成果を評価し、児童・生徒一人一人の当該学年における指導目標を考慮し、満足できると認められる者について、各学年の課程の修了又は各学部の全課程の修了を認定する。

第19条 各学年の課程を修了したと認められる者には、校長が修了証書を授与し、各学部の課程を修了したと認められる者には、校長が卒業証書を授与する。

附則 ・本学則の施行上、必要となる細則は、校長が別に定める。

・本学則は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

・本学則は、令和2年4月1日から施行する。

・本学則は、令和5年4月1日から施行する。

・本学則は、令和6年4月1日から施行する。